

特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する
基本方針の一部を改正する告示（案）について

平成 27 年 2 月
経 済 産 業 省
環 境 省

．改正内容

「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（平成 26 年 10 月産業構造審議会・中央環境審議会合同会合）の提言を踏まえ、「特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針」（平成 11 年環境庁・厚生省・通商産業省告示第 1 号）に盛り込むべき次の事項を追加する。

1．回収率目標について

製造業者等、小売業者、市町村、消費者といった各主体が積極的に特定家庭用機器廃棄物の回収促進に取り組み、社会全体として適正なりサイクルを推進することを目指すため、達成時期を明らかにした特定家庭用機器廃棄物の回収率目標を規定する。

2．高度なりサイクルについて

製造業者における高度なりサイクルを促進するために、金属の分別回収や再商品化されたプラスチック類の特定家庭用機器の部品又は原材料としての利用の促進等について規定する。

3．その他の個別事項

上記のほか、基本方針に定める事項に該当し、かつ家電リサイクル法の円滑な運営のために必要と考えられる各般の関係者の取組について規定する。

．今後の予定

パブリックコメント開始：平成 27 年 2 月 14 日

官報掲載：平成 27 年 3 月下旬